

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 30 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：21330012

 研究課題名（和文） 海洋の生物多様性保全の国際法
 －海洋法と環境法の統合的アプローチの探求

 研究課題名（英文） International Law for Conservation of Marine Biodiversity – Study on
 the Integrated Approach based on the Law of the Sea and the International Environmental
 Law –

研究代表者

田中 則夫（TANAKA NORIO）

龍谷大学・大学院法務研究科（法科大学院）・教授

研究者番号：40148391

研究成果の概要（和文）：

国連海洋法条約（UNCLOS）および生物多様性条約（CBD）の実施過程において、生態系アプローチに基づく海洋の生物多様性保全という課題に対処すべきという国際社会の共通認識が確立するに至ったことを明らかにした。その上で、具体的には、国連食糧農業機関（FAO）や国際海事機関（IMO）が、また、地域海毎の海洋環境保護機関や地域的な漁業管理機関が、海洋保護区の設定など新たな取り組みを通じて、海洋生物多様性の保全策を講じていることを実証的に明らかにしつつ、海洋生物多様性の保全に関する国際法が形成途上にあることを解明した。

研究成果の概要（英文）：

In process of the implementation of UNCLOS and CBD, a common acknowledgment that international community should decide how to deal with the conservation of marine biodiversity has been established among vast majority of states. Especially, FAO and IMO as well as a number of regional organizations for preservation of marine environment and for control of fisheries have taken measures to conserve marine biodiversity through various tools such as the marine protected areas. New international law for conservation of marine biodiversity has been in the process of formation at present.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2010 年度	2,500,000	750,000	3,250,000
2011 年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2012 年度	2,300,000	690,000	2,990,000
年度			
総計	9,300,000	2,790,000	12,090,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

 キーワード：国連海洋法条約、生物多様性条約、海洋生物多様性、海洋保護区、海洋遺伝資源、
 海洋環境保護、漁業資源保存

1. 研究開始当初の背景
 毎年刊行される海洋法に関する国連事務

総長報告は、とりわけ 21 世紀に入り、海洋の生態系とその生物多様性が壊されつつあ

ることについて警告を発してきた。海洋生物多様性の保全に関する国際法の中心は、UNCLOS および CBD の二つであるが、両者とも、その採択の当時には、海洋生物多様性の保全とりわけ国家管轄権の範囲を超える海洋における生物多様性の保全については、十分な認識が定着していなかった。

国際海洋法は、基本的に国家管轄権の配分のルールを中心に発展してきた経緯があり、また、国際環境法も、国家管轄権の範囲を超える海洋における生物多様性の保全の課題は射程に組み入れていなかった。ここに、海洋と環境に関する国際法の再構築が求められる要因があり、実際、両者の統合的なアプローチの採用を通じて、新たな法的枠組の構築が模索されていた。本研究は、そうした状況下で開始され、国連の諸機関、漁業資源管理や海洋環境保護に関する地域的な機関の実行を分析しながら、遂行する必要があった。

2. 研究の目的

本研究は、海洋の生物多様性の保全という、21 世紀に入り急速に強まっている要請が、国家管轄権の配分を基軸に形成されてきた海洋法にいかなる課題を提示しているか、他方で、海洋秩序との整合性を常に検証しながら形成されてはきたとはいえない環境法にいかなる変容を迫っているのかを、現行の国際法が変容を迫られている最も典型的な 3 つの問題（①海洋保護区、②海洋生物資源管理における生態系アプローチと予防原則、③海洋遺伝資源の法的地位）に関する実証的な研究を通じて、これらの課題に応える今後の海洋法と環境法のあり方および発展の方向性を解明することを目的とした。本研究は、同時に、海洋法の基本枠組を定める UNCLOS と、環境法の中でも最も密接なかかわりをもつ CBD との間の相互連関を解明し、この分野における国際法の統合的アプローチの展開可能性を探求することをも目指したものである。

3. 研究の方法

本研究では、海洋生物多様性の保全の要請が、現行の国際法に変容を迫っていると思われる次の 3 つの問題の同定を行った。すなわち、①海洋保護区 (MPA)、②海洋生物資源管理における生態系アプローチと予防原則、③海洋遺伝資源の法的地位に関する問題である。問題の同定を行うにあたり、海洋法と環境法の研究者で分担を決め双方の共同作業で検討を行った。具体的には、上記の 3 つの問題に関する先行研究の網羅的検討を行うとともに、UNCLOS および CBD の実施過程における議論を分析した。また、海洋生物多様性の保全のために具体的な対策を講じている国連諸機関、とりわけ FAO および

IMO の実行、ならびに、地域的な海洋環境保護機関および漁業管理機関の実行について検討し、海洋保護区の設定や様々な漁業規制の態様についての分析を行った。

4. 研究成果

(1) UNCLOS の採択以後、海洋生態系の一体性を基礎とした「生態系アプローチ」など、海洋の生物多様性保全という課題に対処しようとする国際環境法の展開が、伝統的な国家管轄権の配分のルールに基づく海洋法に浸透し、影響を与え、海洋法制度の転換を迫っていることを明らかにした。一方、海洋の生物多様性保全の要請と現行の海洋法秩序との間の調整は、地域的な海洋環境保護条約や漁業管理条約の下で、また FAO や IMO などの国連機関において、国家実行・条約実行を通じて重層的に展開されていることを明らかにした。

(2) 海洋生物多様性の保全に関するグローバルなレベルでの一般多数国間条約の形成には至っていないが、しかし、上記の国連の諸機関および地域的な環境保護または漁業管理の条約に基づき設置された条約実施機関の活動を通じて、多様な形態での海洋保護区の設定が進み、海洋生物多様性の保全の観点から行われる船舶航行の規制や海洋遺伝資源の取得規制が活性化していることについても明らかにした。

(3) 具体的にいえば、たとえば、FAO においては、2009 年に IUU 漁業（違法・無報告・無規制な漁業）の防止、抑制、除去のための寄港国措置に関する協定が採択されるなど、漁業資源の保護と乱獲防止を通じて、海洋の生物多様性保護の制度作りが進展していることを明らかにした。また、IMO における実行についても、特別敏感海域 (PSSA) と呼ばれる海洋保護区が世界中の海域で 11 箇所も設けられ、それぞれの広大な海域における海洋生態系の保護に向けての取り組みが許可されている状況についても、明らかにした。この PSSA には、公海区域も含まれていることから、現行の国際法制度との調整が課題となっている。

(4) 地域的な漁業管理機関の活動も、海洋生物多様性の保全の課題実現のために有効になりつつある。たとえば、2006 年の南インド洋漁業協定、また 2009 年の南太平洋公海漁業資源保存管理条約、そして 2011 年に採択された北太平洋公海漁業資源保存管理条約の採択を通じて、太平洋の全域における公海漁業が規制と管理の下に入ることになっており、公海での漁業の自由を支える実質的な基盤は存在しなくなっており、海洋の生態

系の保全という観点から、世界の漁業秩序が再編過程に入っていることを解明した。

(5) 地域的な海洋環境保護機関の活動も、海洋生物多様性の保全の課題実現という観点から、注目すべきところが少なくない。たとえば、地中海の海洋環境保護を担うバルセロナ条約システムの下での海洋保護区設定の動きが活発であり、また、北東大西洋でも同様の動きが活発となっている。後者に関していえば、オスパール条約に基づき設置されているオスパール委員会は、2000年代に入り、海洋保護区の識別と選定のためのガイドラインを採択し、2010年には、4箇所の公海の海底区域を、隣接海域の生物多様性を保全することを目的として、海洋保護区に指定した。注目されるのは、その設定を決めた文書において、「UNCLOS および慣習国際法に従って、沿岸国、その他の国および国際機関が有する権利・義務に影響を与えるものではない」ことが明記されていることである。本研究では、公海での海洋保護区の設定と UNCLOS との整合性に関する、一つの認識を示すものになっていることを明らかにした。

(6) 本研究では、アジア地域における海洋保護区の設定の動向について、とりわけ韓国の研究者および研究機関との交流を通じて、韓国での海洋保護区の設定に関する動向を調査し、日本における今後の議論の参考にするよう努めた。

(7) もっとも、他方で、本研究を通じて、海洋生物多様性の保全という課題に関して、普遍と地域の間での制度調整の必要性が顕在化し、グローバルなレベルでのルール作りが難航しているという課題も浮き彫りになり、今後の研究課題も同時に明らかになっている。具体的には、国連の下で、2006年以降、「国家管轄権の限界を超える海域における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する問題を研究するワーキンググループ」が作業を続けているが、そこでの討議においては、諸国の見解の対立がむしろ顕在化しており、一般多数国間条約の作成は決して容易ではない現状について分析を行い、今後の検討課題を整理した。

(8) かかる検討課題について、具体例を挙げておくとすれば、たとえば、深海底において行われる海洋遺伝資源の調査・研究活動が、深海底制度の適用対象となるのか、それとも公海における科学的調査の自由が適用される活動とみるべきかについて、世界の諸国と研究者の間で見解が対立しており、今後の分析が不可欠となっている。こうした基本問題に関する検討を深めることが、海洋生物多様

性の保全に関する国際法の全容を明確にしていく上で、焦眉の重要な課題となっている。この点も、本研究を通じて明らかになった点の一つとしてあげておきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 25 件)

(2012 年度)

高村ゆかり「持続可能な発展のための制度的枠組み」『環境研究』166号、2012年、51-59頁、査読なし。

河鍊洙「韓国の海洋・沿岸管理政策について—海洋保護区(MPA)を中心に—」『新世代法政策学研究』第19号、2013年、165-191頁、査読なし。

富岡仁「(翻訳)大陸棚並びに海底及びその地下の探査及び開発から生ずる汚染に対して地中海を保護するための議定書」『名経法学』第32号、2012年、77-105頁、査読なし。

富岡仁「(翻訳)陸にある汚染源及び陸上活動から生ずる汚染に対して地中海を保護するための議定書」『名経法学』第33号、2013年、77-90頁、査読なし。

富岡仁「(翻訳)有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分による地中海の汚染の防止に関する議定書」『企業法研究』(名古屋経済大学)第25号、2013年、19-35頁、査読なし。

(2011 年度)

田中則夫「国家管轄権の限界を超える海域における生物多様性保全の課題」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造Ⅱ—環境・海洋・刑事・紛争・展望』(東信堂)所収、2012年、129-155頁、査読なし。

田中則夫「速やかな釈放手続—富丸事件」『国際法判例百選(第2版)』(小寺彰・森川幸一・西村弓編)所収、有斐閣、2011年、210-211頁、査読なし。

富岡仁「油による汚染損害に対する責任および補償に関する国際制度」『現代国際法の思想と構造Ⅱ—環境・海洋・刑事・紛争・展望』(松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表)東信堂 2012年 102-125頁、査読なし。

高村ゆかり「国際環境」『法学教室』2011年9月号(第372号)、43-44頁、査読なし。

高村ゆかり「国際的環境問題と法—その同時代性と課題」『法の科学』42号、2011年、40-52頁、査読なし。

高村ゆかり「国際法から見た水銀条約」『廃棄物資源循環学会誌』Vol. 22, No. 5, 2011年、384-393頁、査読なし。

高村ゆかり「福島第一原子力発電所事故による放射性排水の放出と海洋環境保護の国際的義務」『環境と公害』41巻2号、2011年、49-55頁、査読有り。

高村ゆかり「環境損害に対する国際法上の責任制度—その展開と課題」大塚直・大村敦志・野澤正充編『淡路剛久先生古稀祝賀 社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』有斐閣、2012年、711-736頁、査読なし。

Yasuhiko Kagami, Remote Islands & the International Regime of the Protected Areas, Proceedings of 2nd International Seminar on Islands and Oceans, 2011年、pp. 245-258. 査読なし。

田中則夫「海洋法」浅田正彦編『国際法』所収、東信堂、2011年、199-221頁、査読なし。

高村ゆかり「国際環境法」浅田正彦編『国際法』所収、東信堂、2011年、323-348頁、査読なし。

(2010年度)

高村ゆかり「地球環境の保護と国際環境法」富井利安編『レクチャー環境法 [第2版]』2010年、227-253頁、査読なし

高村ゆかり「国際法における予防原則」植田和弘・大塚直監修、損害保険ジャパン・損保ジャパン環境財団編『環境リスク管理と予防原則—法学的・経済学的検討』2010年、157-179頁、査読なし。

高村ゆかり「京都議定書のゆくえ—地球温暖化防止の国際的枠組み」森晶寿・植田和弘編『温室効果ガス25%削減 日本の課題と戦略』昭和堂、2010年、79-108頁、査読なし。

高村ゆかり「省エネ・温暖化対策と国際協力」環境法政策学会編『気候変動をめぐる政策手法と国際協力』(環境法政策学会誌第13号)、商事法務、2010年、58-66頁、査読なし。
高村ゆかり「地球温暖化防止の国際的枠組み」遠州尋美・柏原誠編著『低炭素社会への道程—ドイツの経験と地球温暖化の政治・経

済学』法律文化社、2011年、113-135頁、査読なし。

高村ゆかり「バーゼル条約」(60-75頁)「生物多様性条約」(102-117頁)「予防原則・予防的アプローチ」(194-210頁)西井正弘・臼杵知史編『テキスト国際環境法』有信堂、2011年、査読なし。

(2009年度)

高村ゆかり「環境リスクと予防原則」松村弓彦編著『環境ビジネスリスク—環境法からのアプローチ』(社団法人産業環境管理協会)所収、2009年、283-302頁、査読なし

Yukari Takamura, Environmental Agreements and their Implementation in Asia, Japan Environmental Council ed., The State of the Environment in Asia 2006/2007, United Nations University Press, 2009, pp.296-301, 査読なし。

高村ゆかり「コペンハーゲン会議の評価とその後の温暖化交渉の課題」『環境と公害』(岩波書店)39巻4号、2010年、46-50頁、査読有り

Yasuhiko Kagami, The Role of Remote Islands in the management of the Seas with a focus on Japan's Remote Island Policy, Proceedings of International Seminar on Islands and Oceans, 2010, pp.181-194, 査読なし。

〔学会発表〕 (計13件) うち招待講演 計1件

(2012年度)

田中則夫「国連海洋法条約の成果と課題—条約採択30周年の地点に立って—」国際法学会、2012年10月6日 東京ビッグサイト

高村ゆかり「原発事故と国際法」環境法政策学会(西南学院大学)2012年6月16日

高村ゆかり「Release of Radioactive Substances into the Sea and International Law: Perspective from Japanese Experience in the Course of Nuclear Disaster」The Fourth Four Societies Conference "Disasters and International Law" Berkeley Law, University of California、2012年9月28日

高村ゆかり「福島原発事故後の原子力の国際的規制—その動向と課題—」早稲田大学グローバルCOEシンポジウム「原子力規制と環境法」(早稲田大学)、2013年1月27日、

河鍊洙「日本の海洋鉱物資源の探査・開発について」韓国海洋科学技術院 (KORDI)、2013年1月25日、韓国海洋科学技術院 (KORDI)

(2011年度)

田中則夫「国家管轄権の限界を超える海域における生物多様性保全の課題」民主主義科学者協会法律部会2012年春合宿研究会、那覇、2012年3月28日

高村ゆかり「Legal Issues related to Climate Change Regime in the Post-Kyoto Era」台湾国際法学会「気候変動と国際環境法」研討會、2011年10月29日、台湾・外交部外交領事人員講習所

(2010年度)

Yasuhiko Kagami, Remote Islands & the International Regime of the Protected Areas, in Second International Seminar on Islands & Oceans, 2010年12月1日、日本財団

高村ゆかり「京都議定書の来し方と行く末 - 『コペンハーゲン後』の行方 -」第12回(2010年度)日本国際連合学会、2010年6月27日、南山大学

高村ゆかり「コペンハーゲン会議後の地球温暖化交渉の行方」関西唯物論研究会第24回総会・研究大会、2010年9月11日、キャンパスプラザ京都

高村ゆかり「国際的環境問題と法 - その同時代性と課題 -」民主主義科学者協会法律部会2010年度学術総会、2010年11月20日、東京慈恵医科大学

(2009年度)

田中則夫「海洋の生物多様性保全の国際法 - 海洋法と環境法の統合的アプローチの探求 (基調講演) (The International Symposium on the International Law of the Sea and Fishery Issues held by The Taiwanese Society of International Law)、台湾国際法学会 (招待講演)、2009年12月6日、台湾高雄市・ホテルメトロポリタン

高村ゆかり「国連気候変動枠組条約その他の環境法の基本原則の分析」環境法政策学会2009年度学術大会、2009年6月20日、一橋大学

[図書] (計6件)

(2012年度)

田中則夫ほか (共編) 『ベーシック条約集

(2012年版)』東信堂、2012年、1244頁

加々美康彦ほか (共編) 『海洋保全生態学』講談社、2012年、287頁

(2011年度)

田中則夫ほか (共編) 『ベーシック条約集 (2011年度版)』東信堂、2011年、1276頁

高村ゆかり『気候変動と国際協調 - 京都議定書と多国間協調の行方』(亀山康子との共編著) 慈学社、2011年、408頁

(2010年度)

松井芳郎・田中則夫・薬師寺公夫ほか(共編) 『ベーシック条約集 (2010年版)』東信堂、2010年、1276頁

(2009年度)

松井芳郎・田中則夫・薬師寺公夫ほか(共編) 『ベーシック条約集 (2009年版)』東信堂、2009年、1258頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中則夫 (Tanaka Norio)
龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号：40148391

(2) 研究分担者

富岡仁 (Tomioka Masashi)
名古屋経済大学・法学部・教授
研究者番号：00126880

高村ゆかり (Takamura Yukari)
名古屋大学・環境学研究科・教授
研究者番号：70303518

河鍊洙 (Ha Younsu)
北海道教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：50435989

加々美康彦 (Kagami Yasuhiko)
中部大学・国際関係学部・准教授
研究者番号：30449889

(3) 連携研究者 なし